

自営業 内職 就労証明書

支給認定者番号	

○保護者記入欄

就労保護者氏名 ㊟	生年月日	昭和・平成 年 月 日	児童との続柄	
日中の連絡先	TEL	住所			
児童氏名	利用(第1希望)施設名		利用状況		
.....	(歳児クラス)		在園/待機(月希望)		

※保育認定には1ヶ月あたり64時間以上の就労が必要です。
 ※次の場合は就労証明書の再提出が必要になります。
 ・産休育休を取得した時・産休育休から復帰した時
 ・転職した時・就労条件が変わった時・雇用期間が終了した時
 ※きょうだいがいる場合、人数分の提出が必要です。
 ※保育認定の事由が変更になる時は、証明とともに保育認定の変更申請書の提出も必要です。

通勤経路記入欄(交通手段は↓いずれかに○をつけてください)		
1.[]~[]	電車・バス・自転車・自動車・()	
2.[]~[]	電車・バス・自転車・自動車・()	
3.[]~[]	電車・バス・自転車・自動車・()	
【通勤時間(片道) 分】		
*通勤経路は、自宅~職場まで交通手段毎にご記入ください。		
*通勤方法は、施設送迎を含まず、自宅から直接出勤する場合でご記入ください。		

和泉市長 宛

○事業主記入欄

自 営 業 証 明 書

事業所名(商店名)							
事業所所在地	a) 職場と住居が同一						
	b) その他 住所:		電話番号:				
事業形態	児童の父が経営 / 母が経営 / その他家族:		が経営				
事業開始年月日	昭和・平成 年 月 日から		すでに事業を開始している / 開始予定である				
事業の業種	小売販売・卸売販売・飲食店業・建設業・保険代理店・塗装業・電気水道工事 運送業・美美容業・農業・その他()						
従事者氏名	児童との続柄	就 労 時 間		主な仕事の内容	1日あたりの平均就労時間	1ヶ月あたりの平均就労日数	1ヶ月あたりの平均就労時間
事業主)		時 分から 時 分(休憩 分含む)			時間	日	時間
協力者)		時 分から 時 分(休憩 分含む)			時間	日	時間
協力者)		時 分から 時 分(休憩 分含む)			時間	日	時間
自営業に従事し、就労時間などについて上記のとおり、証明する。 平成 年 月 日 事業所所在地 事業所名 事業主(代表者)名 ㊟ 電話番号							

(注1)この証明書は、児童の保護者または、同居の親族(祖父母など)が主たる事業主である場合に提出してください。なお、仕事の雇い主が一定していない、また、仕事の内容が一定していない(大工、左官業・日雇労働など)場合は、主たる事業主は、ご本人となります。

○保護者記入欄

内 職 証 明 書

内職をしている者の氏名						
内 職 の 内 容						
内 職 を し て い る 場 所	a) 自宅 b) その他 (住所:		TEL ()			
仕事の開始時期	平成 年 月 日から		すでに仕事を開始している / 開始予定である			
1日あたりの平均就労時間	時間	1ヶ月あたりの平均就労日数	日	1ヶ月あたりの平均就労時間	時間	

○内職の発注主等記入欄

上記の者に対し、内職を発注していることを証明する。	
平成 年 月 日	(発注者等) 所在地
	事業所名
	代表者名 ㊟
	電話番号

※注意事項 この就労証明書は、保育認定及び保育所・認定こども園などの利用調整時の重要な資料となるため、事実のとおりにご記入ください。記入もれなどがある場合は、和泉市職員より問合せをすることがあります。虚偽の記載を行った場合には利用申込及び利用、保育認定を取消す場合があります。また、上記証明書の内容について、就労実態を調査することがありますのでご了承ください。枠内において、不備の箇所などあれば受理できない場合がありますのでご了承ください。